

ID: 3045

担当部署: 産業課

処分の概要	基準適合命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第16条の2第2項		
法令番号	昭和42年法律第149号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第16条の2の規定による。</p> <p>第16条の2 液化石油ガス販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準(経済産業省令で定める供給設備(以下「特定供給設備」という。)にあつては、第37条の経済産業省令で定める技術上の基準。次項、第27条第1項第1号、第38条の2及び第38条の8第1項において同じ。)に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣等は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日